

# 学校感染症と出席停止期間について

令和3年 1月25日改訂

- ・学校保健安全法により、インフルエンザなどの感染症にかかると、出席停止の扱いとなります。そのため、医師の登校許可が出るまでは登校できませんが、通常の欠席とは区別されます。
- ・医師より感染症と診断された場合は担任に連絡し、下記の出席停止期間を参考にして休養してください。
- ・登校が可能になりましたら、医師が記入した「登校許可証明書」を担任まで提出してください。また、インフルエンザの場合には、保護者が記入した「インフルエンザ受診報告書」の提出をしてください。

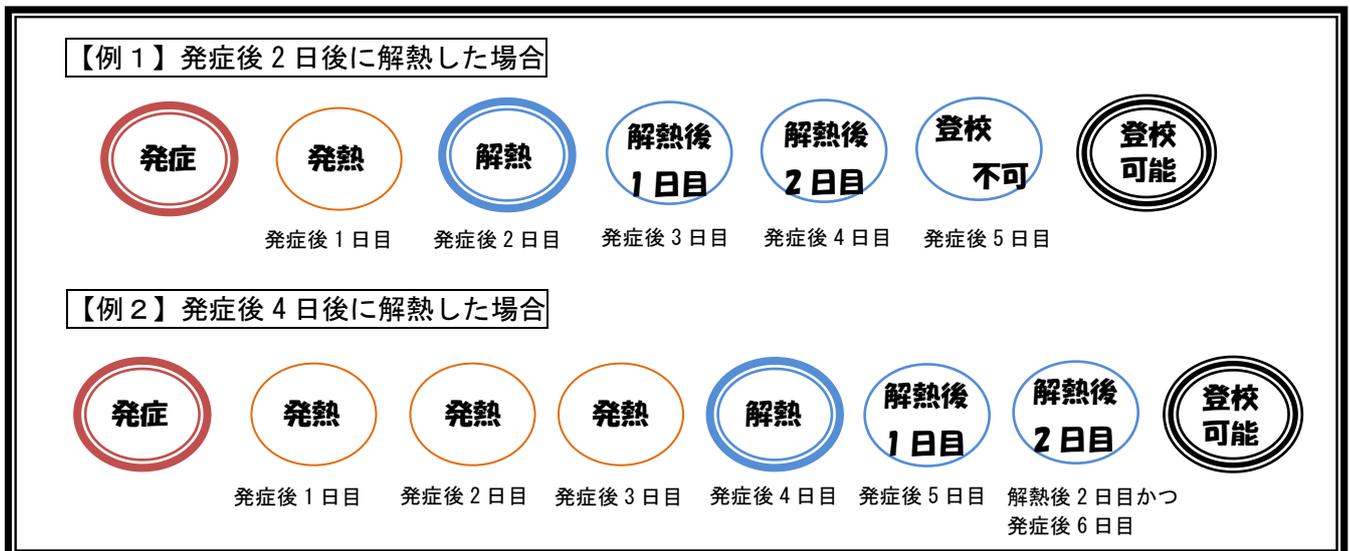
## ◆【重要】出席停止の手続き

【1】連絡	下記の表に示している病気に感染、感染の疑い・可能性が生じたと医師から診断を受けた場合は、速やかに担任まで連絡をしてください。
【2】療養	医師の指導に従い、感染のおそれなくなるまで、療養を行ってください。
【3】医師からの登校許可	医師より感染のおそれがないと判断され、登校許可が出ましたら「登校許可証明書」を記入してもらってください。 ※インフルエンザの場合は別紙にて保護者の方が記入をしてください。
【4】登校	出席停止期間があげた登校初日に「登校許可証明書」もしくは、「インフルエンザ受診報告書」を担任まで提出してください。

※保健センターなど、一部の休日夜間診療所で受診した場合「登校許可証明書」の発行が行われていない場合があります。その場合は、翌日以降に一般の医院・診療所（かかりつけ医）を受診し、医師より記入してもらってください。

## 【表1】インフルエンザの出席停止期間早見表・・・参考にしてください

インフルエンザの出席停止期間：発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで



【表2】出席停止期間の基準一覧表（学校保健安全法施行規則より）

区分	学校感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ベスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）	
	鳥インフルエンザ（H5N1）（H7N9）	
	中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）	
	COVID-19（※新型コロナウイルス） ※日本厚生労働省における呼び方	
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医又は医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	病状により学校医又は医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症※	

※その他の感染症とは

学校で感染症が流行した場合にその流行を防ぐため、必要あれば第3種の感染症として、学校医、又はその他の医師の判断で出席停止になる疾患です。

出席停止の判断は、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生、流行の態様などを考慮の上、医師が判断する必要があります。

以下に、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例を挙げます。

- マイコプラズマ感染症 ●溶連菌感染症 ●流行性嘔吐下痢症 など
- （ノロウイルスなどの感染性胃腸炎）